

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年2月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200138号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200074号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成20年3月1日から同年9月1日までの期間及び平成23年4月1日から平成25年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成20年3月から同年8月までは32万円から34万円、平成23年4月から平成24年8月までは22万円から30万円、平成24年9月から平成25年3月までは22万円から28万円とする。

平成20年3月から同年8月までの期間及び平成23年4月から平成25年3月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年3月から同年8月までの期間及び平成23年4月から平成25年3月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成19年7月1日から平成20年3月1日までの期間及び平成24年9月1日から平成25年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成19年7月及び同年8月は30万円から34万円、平成19年9月から平成20年2月までは32万円から34万円、平成24年9月から平成25年3月までは22万円から30万円とする。

平成19年7月から平成20年2月までの期間及び平成24年9月から平成25年3月までの期間の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成24年9月から平成25年3月までの期間については、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 19 年 1 月 1 日から平成 25 年 4 月 1 日まで
② 平成 19 年 8 月 10 日
③ 平成 19 年 12 月 28 日
④ 平成 20 年 8 月 20 日
⑤ 平成 20 年 12 月 26 日
⑥ 平成 21 年 8 月 11 日
⑦ 平成 21 年 12 月 29 日

以前勤務していたA社の同僚が同社に係る年金記録の訂正請求をしていることを知ったので、請求期間①から⑦までについて、私の記録も調査をして正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成 20 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 4 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、平成 20 年 3 月から同年 8 月までは 32 万円、平成 23 年 4 月から平成 25 年 3 月までは 22 万円と記録されているところ、請求者から提出された給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票及び課税庁から提出された給与支払報告書（以下、併せて「給料支払明細書等」という。）並びに日本年金機構の回答により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（以下「本来の標準報酬月額」という。）（平成 20 年 3 月から同年 8 月までは 34 万円、平成 23 年 4 月から平成 25 年 3 月までは 30 万円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成 20 年 3 月から同年 8 月までは 34 万円、平成 23 年 4 月から平成 24 年 8 月までは 30 万円、平成 24 年 9 月から平成 25 年 3 月までは 28 万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち、平成 20 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 4 月 1 日までの期間に係る請求者の標準報酬月額については、給料支払明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額及び日本年金機構の回答から、平成 20 年 3 月から同年 8 月までは 34 万円、平成 23 年 4 月から平成 24 年 8 月までは 30 万円、平成 24 年 9 月から平成 25 年 3 月までは 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に破産しており、事業主からは、請求期間①に係る請求者の届出及び保険料納付に関する回答を得られないが、年金事務所が保管している請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が提出され、その結果、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の平成20年3月1日から同年9月1日までの期間及び平成23年4月1日から平成25年4月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、平成19年1月1日から平成20年3月1日までの期間及び平成20年9月1日から平成23年4月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、平成19年1月から同年8月までは30万円、平成19年9月から平成20年2月までは32万円、平成20年9月から平成21年5月までは36万円、平成21年6月から平成23年3月までは30万円と記録されているところ、給料支払明細書等及び日本年金機構の回答によると、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額又は本来の標準報酬月額（平成19年1月及び同年2月は30万円、平成19年3月は34万円、平成19年4月は32万円、平成19年5月から平成20年2月までは34万円、平成20年9月から平成21年5月までは36万円、平成21年6月から平成23年3月までは30万円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成19年1月及び同年2月は28万円、平成19年3月から平成20年2月までは30万円、平成20年9月から平成21年1月までは32万円、平成21年2月から同年8月までは28万円、平成21年9月から平成23年1月までは26万円、平成23年2月及び同年3月は30万円）のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

3 請求期間①のうち、平成19年7月1日から平成20年3月1日までの期間及び平成24年9月1日から平成25年4月1日までの期間について、給料支払明細書等及び日本年金機構の回答により、当該期間の本来の標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

したがって、平成19年7月1日から平成20年3月1日までの期間及び平成24年9月1日から平成25年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書等で確認できる報酬月額及び日本年金機構の回答から、平成19年7月から平成20年2月までは34万円、平成24年9月から平成25年3

月までは30万円とすることが必要である。

なお、平成19年7月から平成20年2月までの期間及び平成24年9月から平成25年3月までの期間の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成24年9月から平成25年3月までの期間については、上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、オンライン記録によると、請求者の標準賞与額は、平成19年8月10日は35万6,000円、平成19年12月28日は52万2,000円、平成20年8月20日は36万3,000円、平成20年12月26日は54万5,000円、平成21年8月11日は25万6,000円、平成21年12月29日は20万2,000円と記録されているところ、給料支払明細書等により確認できる当該期間の賞与額に見合う標準賞与額は、オンライン記録により確認できる標準賞与額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200145号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200075号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年9月1日から昭和60年12月中旬まで

請求期間にA社において勤務し、同社が発行する雑誌「B」の記者をしていたが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。勤務していたことは間違いないので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の氏名を挙げており、当該同僚のうちの一人名は、請求者が正社員として勤務していた旨陳述していること並びに同社の名刺及び請求期間当時に同社から発行された雑誌「B」を提出し、同誌に掲載するイラストを知人に依頼していた旨陳述しているところ、当該知人は、請求者から依頼を受けて、半年間ほどイラストを描いていた旨陳述していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがわかる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管しておらず、請求期間にA社の社会保険事務を担当していた当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主は、請求期間当時の資料の保管がなく、請求者の厚生年金保険被保険者資格に係る届出及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答及び陳述している上、請求者の同社における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。